

人磨像の像容に就いて

白 畑 よ し

「歌の聖」と貫之が古今集の序に讚へてから、歌道に志すものに

とつて、人磨に對する渴仰は洵にたゞならぬものがあつた。人磨影供は即ちこの崇拜の高潮に連れて、和歌に堪能な上代貴紳の間に行はれた祭祀の一つで、なほ佛道の上に古くから慈恩供といひ大師供

といひ、また何會何講など、稱して當道の始祖に恭敬禮讚の實を擧げたのと同様である。そして是等の供會にはそれゝの影像を祭つて是れを供養することを常としたが、また台記等によれば當時堂上貴紳の經子の講論等を開くに際して先聖の影を懸けて之を供養したことも散見する。こゝに人磨影供についても其の名の示す如く、此の歌聖に對する思慕の餘りに人磨影を圖畫し、是れを祭つて供養する風習となつたもので、こゝに自ら上代以來多數の人磨影が圖繪されて尊崇の對象とされたことも當然である。私が今此の一篇のさゝやかな論述をするのは、是等の人磨像の移り行く跡に就いて考へたいと思ふのであるが、是等の諸像が主として此の影供を中心として圖繪造顯されたものと思はれるだけ、先づ人磨影供の興廢を史實の

上に求めて見なければならぬ。

現存の文獻に依ると影供の初めて傳へられてゐるのは、元永元年修理大夫顯房亭に行はれたもので、群書類從に藤原敦光が記した會記を收めて居る。即ち

永久六年戊戌四月三日乙卯。改元元永。六月十六日丁卯雨降。申刻向二修理大夫亭。洞院東 今日柿本大夫人丸供也。件人丸影新所被圖繪也。一幅
尺許著烏帽子直衣左手操紙。右手握筆。年齡六旬餘之人也。其上書讚。依兼日之語序作讚。前兵衛佐顯仲朝臣書之

云々に筆を起して、以下精細に其の次第を記すもので、影前には立机、花立を置き、飯及び菓子、魚鳥等の造り物を供ふるなど、その作法等は宛も釋奠のそれに似て、恐らくはこれを擬したものと思はれる。尙是れを外にして古今著聞集にも長文の記載があることは、茲に更めて紹介するまでもないであらう。

また鎌倉期に至つては影供歌合が盛に行はれ、和歌合略目録に據れば正治元年より建長三年迄の間に、仙洞或は土御門内大臣邸等に

第一圖 柿本人磨像添紙

於て是れを催せること十餘

次に及び、又當時の貴紳の
日錄等にも是れを錄するこ
とが多い。例へば明月記に
も正治二年十月通親公亭の
影供をはじめとして屢々定
家が影供の會に臨席したこ
とが散見する。しかしその
供會の記述は概ね簡略で、

その次第を詳細に知ること
を得ないが、同記建仁二年
五月廿六日及び安貞元年正
月廿日の條にやゝその狀況
を窺知することの出來る記
載がある。今後者を擧げる
と

西横座敷東京茵三尺 安木像衣
子直衣持紙許 其前立机以唐綾白
眺望氣色也 作之 琉璃器大盛梅櫻花又唐綾折敷
居青琉璃器傍置小瓶子二行座
之中央立瓶子 よはひはおいぬし
字を以 立梅櫻花各着座了、先
勸酒信實朝臣參道入酒置之

退次置文台(黒漆敷) 次自下置歌、殿上人以上經座中直了云々
とあるが如く、何れも當代の名流によつて時々の風流を盡し、繪像
或は木像の影を奉祀して雅會を催したことが知られる。尙是れを外
に、必らずしも影供と云はず、時々の歌合等にも當道の先賢に思慕
を寄せて、人磨影が懸けられる風習が行はれてゐたことは、竹園抄
の遺記に依つても知られる。即ち

尋常の披講には五種のことを行也、先會衆あつまらぬ先に座席を支度すべ
し、その様は先人磨を右にかけて、葛城明神を左にかくへし、その外書影(畫)
あらば官階にしたがひて左右に懸べき也。さて明神人磨の前に机如常
(後略)

とあるが如く、歌會の披講に當つて、葛城明神影と共に人磨影を懸
けたことも知られ、また伊勢新名所歌合繪卷上巻の模本に、人磨影
を懸けて供養する圖が見られるのも之を證するものであらう。

以上の諸文獻は、藤原以降、歌道の先聖に對する尊崇のたゞなら
ぬを示すが、尙この風習の足利に降つても存續したことは、當代の
文獻の上に多數の遺記が數へられる。斯く影供は元歌聖を鑽仰する
爲めの祭祀でもあつたが、同時に上流人士の間に行はれた雅會でも
あつたので、この尊崇の對象とされた人磨の影は何れも當代の名手
に畫かれ、上部色紙形の贊歌は能書家を煩はしたことは、明月記或
は實隆公記等に屢々記されてゐる。また近世の畫史畫傳にも隆信、
信實、吉光、行長、經隆、光信、廣周、永春又は後鳥羽院、榮賀、
豪信等の人磨を畫いたことを傳へ、現存するものにも信實及び其の
他土佐派の名手の筆と稱される人磨像が多く見られる。素より是等

の遺品の傳稱の作者に就いては、繪卷等のそれと等しく、今に至つては殆んどそれが眞偽の程も定かではなく、むしろ後人のさかしらに漫りに擬定せるものと考ふべき場合すら多いやうに思はれるが、たとひ今日亡逸してその跡を求めるに由がないにしても、嘗てそれの時代の名流が各々彼等の畫跡を遺したことは上記の文献によつて想像せられよう。徳川期に至つては影供こそ衰微したが、歌道の祖としての鑽仰は尙失はれず、好個の畫題としてすべての畫派の繪師によつて畫かれた。かくして影像の益々多きにつれて、異體異装の多數の人麿影が現存するに至つたが、尙この

外にそれの時代と作者とを擬してゐる木彫像の遺品も多い。

是等上代より近世に至る無數の人麿像の中、私は今彫像と後代の異装の畫像とは姑く措いて、少くとも足利期以前の作と推定される畫跡に就いて、その像容の上から是れが分類を試み、系統を求めて、それの源流の究め得べきを究めて見たいと思ふのである。

通説として影供の人麿影は藤原の末葉栗田讚岐守兼房の夢に現じた像容を畫圖せしめたのをその始としてゐる。この兼房視夢の人麿の説話は既に世に著聞するもので、茲に更めて引用する要もないこと、思はれるが、その源流を考へる上から、左に是れを抄記すれば、十訓抄第四に

栗田讚岐守兼房といふ人ありけり、年比和歌を好みけれどよろしき歌も讀み出さざりければ、心に常に人麿を念じけるに、或る夜の夢に西坂本とおほゆる所に、木はなくて梅の花ばかり雪の如く散りて、いみじう香しかりけるに、心にめでたしと思ふ程に傍に年たかき人あり、直衣に薄色の指貫、紅の下の袴をきて、なえたる鳥帽子をして、鳥帽子の尻いと高くて常の人にも似ざりけり。左の手に紙をもち、右の手に筆を染めて、物を案ずる景色なり、怪しく誰人にかと思ふ程に、この人いふやう、年比人麿を心にかけ給へるその志深きにより、形を見え奉るなりとはかりいひてかきけち失せぬ夢さめて後朝に繪師を呼びて、このさまを語りてかゝせけれど似ざりければ、たび々かかせて似たりけるを寶にして常に拜しければ、そのしるしにやありけん、先々よりよろしき歌詠まれけり、年比ありて死なんとしけるとき、白河院にまゐらせたりければ、殊に悦ばせ給ひて、御寶の中に加へて、鳥羽の寶藏に納められけり、六條修理大夫顯季卿さま／＼に度々申して、信茂に語て書き寫してもたれたりけり。敦光に讚作らせて、神

祇顯仲に清書させて本尊として始て影供せられる時に聲達多けれども、

その道の人なればとて、俊賴朝臣の陪膳はせられる。さて年比影供怠らざり。末に長實卿家保などおきて三男顯輔この道に堪えたりければ、譲り得たりけるを、院に進らせたりける時、御感ありけるを、長實御前に候けるが猜む心やありけん、人體の影甚だ益なし、めづらしき文あらば、色帯一枚には劣りたりとてつぶやきたりければ、立ちけるを召しかへして、汝はいかでか我前にてかゝる事をば申すぞ、源夢想より起りてあたなる事なれども、兼房さるものにて殊の外にうける事はあらじと思ひて、我既に寶物の中にもちゐて年比經にけり、汝の父懲懲にこれをいとなひて久しうなりぬ、方々いかてかをこつくべき、かへすく不道の事なりとて、いみじくむつからせ給ひければ、はふはふ出でゝ年半ばかりは門をさして音たにせられさりけり。これにつきても彼の影の光になりにけるとなん。

云々とあつて、これを人麿像の文獻に現はれたる最初とする。要するに兼房の夢に映じた像容で、烏帽子に直衣を著け、梅樹の下に歌を案ずるさまを某の繪師に畫かしめ、後また是を顯季が繪師信茂に摸寫せしめたことを傳へる。尙此の説話は古今著聞集卷五にも略等しき記載がある。

かく崇拜する神佛或は先聖等を夢現によつて畫圖し、それを信仰の對象としたことは、夢想を重しとして佛神の加護をこゝに求めた上代の人々の間に屢々試みられたことで、例へば原家藏清瀧權現像に「元久元年四月十八日奉見夢清瀧權現御體也」と記されてゐるのも徵せられる。そして此の兼房に就いては、尊卑分脈に栗田關白道兼の嫡孫で、讚岐守を経て備中守に轉じ、後中宮亮に任せられて延久元年六十六にて卒せる由を記し、また祐子内親王家歌合の記

に

永承五年六月五日於賀陽院一宮御方。有_二和歌合事_一(中略)女房所_レ献歌置_二管上_一。各書_二彩牋_一。以_二題目趣_一施_二畫圖_一。或以_二金銀泥_一成_二文彩_一。風流之美不_レ可_ニ觀縷。男以_二白色紙_一書_レ之。兼房朝臣施_二下繪_一。

とあるのを見ると、彼は當時中宮に奉仕して此の歌合に列し、併せて色紙の下繪を書きしことを傳へてゐる。言ふまでもなく歌合は歌道に於ける雅會の一として、上代以降是れにさまゝの風流を試みるを常としたが、殊に當時に於てその傾向が著しかつた。即ち或は洲濱その他の調度類にその善美をつくし、また色紙等にも數寄を凝らしたが、こゝに其の下繪を画くことに選ばれた兼房は、當時貴紳の間に於ても、相當に畫技に長じてゐたものと想像することが出来る。かく考へ合せば、彼が人麿を畫かしめるに當つて、十訓抄の記述の「似ざりければ度々かゝせて似たりけるを寶にして」との凝りやうも、時に自ら彩管をも執る人としてさるべきこと、興味も深いものがある。随つて此挿話も強いて疑ふべきにもあらぬ上に、其の凡庸の作でなかつたことも想はれて、これが後に人麿像容の一形式となつたことも推測される。

次に顯房が繪師信茂に命じて寫さしめたことに就いては、古今著聞集には「修理大夫近習にて所望しけれども、御ゆるしなかりけるをあながちに申してつひにうつしとりつ」とのみあつて、繪師信茂のことは記されてゐない。隨つて後世此の記に準據し畫工便覽に顯季の自ら圖繪したことと傳へる如きにも及んだが、然しこの文意の

必ずしもかく解釋すべきで無いことは、考古畫譜にも既に黒川博士が誤りなることを指摘せられた。而して十訓抄の繪師信茂については、扶桑名畫傳に

姓は巨勢、諱は信茂、出羽權守に任す、繪所長者に補せらる。左近將監是重の男なり疑らくは信貞男なる大治五年信長、賴俊、歎の平緒の繪様を書きしことあり

云々と記し、尙長秋記に依ると

繪師信茂來如院御堂扉事也、參_二御堂_一御佛光佛并柱佛等事、依_二御消息_一子細執申、大略以前日議柱繪可_レ用ニ兩塲ニ云々

とあつて、彼が當時繪師として著聞せるものであつたことを傳へて居ると共に、此の貴重なる人麿影を彼に寫しとらしめた事も想像出来る。是等の點から見ると此の影供の創始期に當つて、既に二人の像影があつたことを文獻的に考定することが出来るが、然し要するに同一系統の像容であつたことは明かで、而も古今著聞集は兼房本がその後祝融の災に逢ひ、湮滅するに及んで、却つて顯房本が後世正本として傳つたことを記載してゐる。云ふ意はこの顯房本を正本として、後代の像影が繪にも彫像にも寫し繼がれたことを語るものであらうが、そもそもこの顯房本の像容こそ果して如何なるものであつたであらうか。

不幸にしてこの第二傳の正本も今に至つては知る由なく、殊に現在遺存する人麿影は殆ど足利期以前のものと認めらるべき作品がない。隨つて之等の遺品は多年に亘つて書き繼がれた間に、自ら時々の好尚が加はることもあり得べきで、果してどれ程正確に原初の佛

を傳へてゐるかは疑問としなければならぬ。併し茲に想起されるのは佐竹侯爵家傳來の三十六歌仙中の人麿像、素より影供の爲に單獨に畫かれたものではないが、鎌倉期の作として現存の最古の絶品である。今佐竹本歌仙を通覽するに、人麿像を除く他の歌仙の服装は、その中赤人のそれにやゝ古體の風を感じられる點があるにしても、これすら鎌倉期の裝束より溯るものとは考へ難い。かく歌仙畫が藤原盛期或はそれ以前の上代の人物を取扱ふに、必らずしもその服装に於てそれぐの時代の考證を加へ、すべての人物を時々の姿相によつて表現することを試みて居ないにも拘らず、人麿のみが他の歌仙とは異つて古様に畫かれてゐることは、即ち畫家の獨創によるものと見るより、むしろ傳世の人麿像に據つたものと解すべく、しかもその像容の兼房の夢に現じたる「直衣に薄色の指貫、紅の下のはかまをはき、なえたる烏帽子をかぶり、左手に紙を持ち、右手に筆をそめてものを案する風」によく合致してゐることは最もその感を深くする。其の上こゝに想起されて最も興味を惹くものは、前掲安貞元年正月廿日の明月記の記事で、其處に定家が註して「衣帽子直衣持紙眺望氣色也」とするものである。當時の影供本尊は木像であつたことを記すが、其の木像すら尙『眺望の氣色』を現はした像容であつたので、暗に梅花散下の歌聖の像容であつたと思はれることである。かうして佐竹本の人麿、云はゞ現存最古の人麿にも、亦此の眺望の氣色が想像されるので、たとひ上代某本の摸寫と考へ得ないとしても、當初の兼房本の人麿に近いものと考ふべく、同時にこ

れによつて顯房本のそれをも稍々彷彿することが出來よう。

今現存の人麿像を見るに、佐竹家傳來のそれの如く、體右向にして右手に筆、左手に紙を持ち、歌を案する像容が最も多く存してゐる。尙之等の人麿は大方硯筥を像の前方に置き、上疊に坐せるを常套とする。その他或は梅の花散る様を、又は梅樹を配するもの等があるが、是等は

第二圖 柿本人麿像

むしろ兼房視夢

の一梅花ばかり

雪の如くちり
て」の景を現せ

るものかと思は

れる。それが既

に當初の兼房本

にも描かれてゐ

たか否かは、今

是れを知る由な

く、或は後代の

畫師が單に文献を典據として描き添へたかとも想像される。然し既にこの文献のあるよりて見て、寧ろ當初の兼房本に梅の花の散るあたりを書いたのであらうとも解せられないでは無い。それがたまたま歌仙繪となつて、其性質上背景から脱却することも亦當然な變化でもあらう。素より現存の此の像容の人麿影は、佐竹本のそれに比

して多くは遙に肥身に畫かれ、枯淡に優雅な歌仙の佛を偲ばしめる佐竹本に及ばざること遠く、又畫致甚だ現實的に流れて、卑俗に傾くことが觀取されるが、これこそ寧ろ時代を降つて繪き繼がれた近代化の跡に過ぎぬものと見るべきで、遠く藤原期の兼房卿視夢の人麿を傳へ來れるものとして注意さるべきであらう。今この像容の主なるものを擧ぐれば、

奈良 泷上寺藏

帝室博物館、瀧上寺、

日野伯爵家、武者小

路子爵家の藏品があ

り、其の他諸家の藏

品賣立に出でたるも

の等枚舉に遑なきばかり、殆んど人麿像

容の主流をなすもの

の如くである。

以上信實筆と稱せられる佐竹本歌仙繪

中の人麿こそ、大凡兼房視夢の影の像容を踏襲せるものと推定し、その系統の現存せる人麿像を擧げたのであるが、是れを外にして尙三種の像容が各々其の系統を守つて繪き繼がれたものゝ如く解しらる。即ち一は同じく烏帽子直衣をつけながら前の如く筆紙を手にせず、體を左向にして脇足に凭るもの、二は虎皮上に座するもの、

三は唐服姿の像である。

併し之等の人麿像についても、今に傳存するものはいづれも足利期以後の傳摸と思はれる畫蹟のみで、しかもその傳寫は幾度か重ねつがれたであらうこととは言ふまでもなく、その由つて來れる原本の佛を明にすることは不可能である。尙文獻の上に於ても歌聖としての人麿の名聲の喧傳せられたにつれて、その畫像に對する記述の比較的多きにも係らず、それ等の原流を窺知せしむるに足る信頼すべき記敍を見得ないに至つては、益々その探究の困難なるを覺えしむるものがある。従つて之等の異本については、それゝの畫蹟に就いて、

即ち其一つは益田家の收藏に係り、榮賀筆と稱せられる人麿像である。既に東洋美術大觀、眞美大觀及び世界美術全集等に收載されて世に著聞するもので、榮賀の印を存し、且常在光院主退耕杜多の題贊が加へられてゐる。退耕は恐らく東福寺退耕庵、或はこの贊者は性海靈見でないかと思はれるが、若しさうとすれば古畫備考の榮賀の條に下谷森伊勢屋藏として錄するものこそこの一本かも知れぬ。たゞこれを榮賀正筆と推定することには、藤田男爵家藏十六羅漢像等に比べて様式的に多少の疑問があり、原本に接しない限り容易に斷定することは困難であるが、その像容は體を右向にして脇息に斜に凭り、頭は右に轉じてやゝ上向に、前記兼房視夢に比してやゝ姿勢に變化を加へると共に、顔面の沈痛なる表情亦異色に富み描線も潤達にして、此の種人物像はれる像容、又はそれに伴ふ傳説的抄錄等の羅列を試み、若し是れを機縁として多少でも像容發展の跡を窺ふことが出来るなら、尙更に榮賀でないとしても恐らく名手の筆になれるものなることは首肯さ

れるが、然し斯像も或はまた此の一流の原本を往昔より傳へてゐたのではないかと考へられる一因がある。それは此の像と相等しき像容のものに伊達子爵家舊藏の人麿像があり、信實の筆として探幽の極書及び安信の畫中極を存して居ることである。尙一つは高橋捨六氏舊藏の宗淵自贊の人麿像で、此の軸に贊する所を見ると

正三位柿本人麻呂乃古之神仙而其出處進退不可得而知焉始欲以倭歌奧道而出仕四朝故詠春風於吉野山則從仙駕露楚辭之九歌記秋霧於明石浦則認客舟呈周詩之六義今世所在者藤原信實卿以其所夢施之於事持來要贊於其上不獲辭作唐律一章代倭哥詠之（後略）

とあつて、却つてこれが信實視夢の像なることを想像せしめるのである。此の畫幅も又宗淵筆なることの真偽は今遽に定め難く、此の贊文の文辭の拙いのもあやしまれるが、併し恐らく足利期の作品として大過なく、それに依つて此の像容の人麿影を、當時に於て信實本と稱してゐたことが窺知される。無論信實在世の頃、堂上貴紳の間の歌道の興隆と影供の盛行を見たことを思ふ時、また信實がこの種の異本を繪いたかとも推せられないではないが、併しこれも亦果してどれだけ信實原本なることの傳稱を信じ得られるかは疑はしい。

例へば足利期以後に於てはこの種人麿像は單に何程の根據なくして信實筆と傳稱されてゐたのではないかと考へられる疑問がある。それは當時の貴紳の日記等によれば、人麿像に就いて書き記すもの多く、古畫と新畫とを問はず殆んど信實筆或は信實本と考へてゐたことが想像される。今其二三の例を擧ぐれば看聞御記嘉吉三年八月十五日の條に

信實朝臣筆人丸影四條中納言進或人沾却云々不能召留
とあり又同記永享八年六月二十二日の條に

自内裏人麿影一幅被下御乳人持參不所持之由被聞食及被下殊更畏悅也是舊院御給也若信實卿筆歟古本殊勝也

の記敍を見る。尙實隆公記に依れば

早朝向宗祇是兼日招引也人丸像新圖土佐刑部少輔光信書之本信實真蹟也延
三年三月
十四日
源亞相譽預一束被惠之兼載法橋來勸一盞畫者信實朝臣眞跡歟頗所望之沾脚
物云々延德三年

松藏主筆人丸新圖影持來之、件本信實筆云々古本讚余可染筆由頻命之間令
許諾了後略延德四年六月一日

等多數の記述を見ると共に、何れも亦信實或は信實系統本であつたのである。之等の記録はその像容については少しも觸れる所なきは遺憾のことである。之等の記載があつたならば或は何等かの示唆を與へられたかも知れないが、然しいづれにしても斯くの如く信實の人麿の多數に存してゐたことこそ不審の極みで、當期に於ける信實説の甚だ根據薄弱なるを覺えしめる。尙殊にこれを痛感せしめることは、前引實隆公記の延慶三年十月十一日の記録中の「兼載雜談」に
人麿影に信實、岩屋とて兩流あり、岩屋は行尊の夢なり、とらの皮をしくなり、信實のは栗田の關白の孫あきふさの夢にみ給ひしを信實にかゝせ
ふ信實の夢にあらず

といふ記がある。此の文中の栗田の關白の孫あきふさは、明に兼房の誤であり、兼房とすれば信實に畫かせたることは言ふまでもなく

前引の十訓抄の記事と反して、誤謬を傳へるもので、之等の信實説の考慮するに足りないことを裏書するものであらう。かくして前述の信實原本と稱する榮賀筆人磨像も、これを信實本の傳摸とすることは容易に信じ難いにも拘らず、却つてこの誤謬が斯本のより古き某の古本の傳摸であると推定すべき理由となる。無論この圖の傳摸の度重ねられるに應じて、其處に時の好尚が加へられ、直衣及びその文様等に古致の乏しいのも當然で、隨つて畫様の上から、斯の原本が果して何の時代に繪かれたか、其の上限を推測し得ないにしても、誰人かの一古本を源流として兼房本と共に繪き繼がれたものでないかと考へられる。其の上同じく歌を案ずる體で、たゞ筆紙を持たぬ點にのみ兼房本と異なるは、恐らく該本の影響を受けたるもので、兼房本の出でたる後に描かれた一本ではないであらうか。其の上これが轉じて宗淵本に及んで、上記の如く信實視夢の傳説を加へるに至つては、單に架空の傳説に過ぎないにしても、後述の行尊視夢と共に、兼房傳説に追隨するものとして、尙更是れを裏書するものであらう。尙此の像容のものは前記の外に徳川侯爵家藏、傳光信筆と稱せられるものがある。

次に岩屋流と稱する人麿像がある。前記兼載雜談にも記せる虎皮上に坐する像容のもの即ちそれで、行尊の夢に映じたる像を自ら書きしものと稱せられてゐる。此の像容に關しては不幸にして近世の畫史畫傳の記載による外に今は何事も知り得ないが、最も精細にそれを傳へてゐる扶桑名工畫譜によれば、

人麿像の像容に就いて

行尊小一條院御孫參議基平子也、爲明行法親王弟子、爲天台座主法務及大僧正、往平等院、善和歌、其所詠世載撰集、好畫圖、僧正夢中親拜、柿本人麿像、其形粧設衣冠、凭于脇足、詠吟之體也、覺後新寫、其像甚有生氣、人麿像以是爲始號、行尊流、世々畫家爲粉本、保延元年二月卒。

ある。行尊については高名の聖として、古今著聞集其他諸書にその行狀を傳へてゐるが、これに該當する視夢の傳説及び畫事をよくしたことは一も知る處がない。唯撰集抄に依ると

ムカシ一條院ノ御時平等院の僧正行尊ト申人イマソカリケリ。斗數ノ行トシ久シクナリテ聖跡ヲフミ給ヘル事、イクソタビトイフ數ヲワキマヘ侍ラズ。笙ノ岩屋ニコモリテ香ハ禪心ヨリシテ火ナキニ煙タエズ。花ハ合掌ニヒラヒテ春ニモヨラズシテ三年ヲオクレリ。(中略) 行徳ノ一方ニカキリ給ハス笙ノ岩屋ノソトハニ

草ノ庵ナニ露ケシト思ヒケンモラヌ岩屋モ袖ハヌレケリ。

とあつて、行尊流を岩屋流と稱した其の名の根據は判るが、然しここにも彼が繪事を能くしたことに就いては全く是れを傳へて居ない。かくして遠碧軒記に

又行尊吉野大峯にこもる。この人の夢に見給ふ像は、トランカヘ臯比に座する圖なり、岩屋にこもりゐらるゝ故に行尊を岩屋といふか、畫工とは不_レ見可考

と疑ふたのも當然のこと、思はれる。要するにこゝに岩屋流の人麿と稱したのは行尊の苦修練行の跡に因んで、彼の代名詞となつたのに過ぎないであらう。そして單に系統を區別する意味から、行尊流の圖樣を立てたもので、それが却つていつの間にか扶桑名公畫譜の如く、彼が自ら繪事に親しむだものと解されたのであらう。

それは兎も角兼房の夢から行尊のそれに、歌聖に對する思慕のあ

まり、其の像を繪くことの益々多きに及んで漸く傳説化し、行尊様を創始して是れを岩屋流と名づけたのであらう。そして此の岩屋流の名は果していつ頃から言ひ傳へたかは詳にし得ないが、少くとも前記の兼載即ち足利以前に其の源流を發するものであることだけは明かであらう。

第四圖 集古十種所載人麿像

虎或は豹の皮を敷くことは、これを常態の風俗ならぬものと見て行尊の練行に結び、この像容の人麿に對する或解釋を加へた結果ではないかとも一應考へられるのであるが、人麿の傳説等にこれに當ることの無きは云ふまでも無い。併し獸皮を調度として用ひることは、例へば我國の風俗とは言ひ難いが東寺藏山水屏風中に豹の皮を敷ける隱士があり、又先徳圖像中にも河上公が豹の皮を敷いて居り、尙吉備大臣入唐繪詞には虎の皮を敷物として用ひてゐることが多く見られる。我國に於ても此の種人物畫の遺品には未だその例を見得ないが、古くは延喜式に「凡五位以上聽用虎皮」但豹皮者參議三位聽之自餘不_レ在_ニ聽限」とあり、或は源氏物語にも「許し色のわりなう上白みたる一襲、名殘なう黒き桂重ねて、上着には黒豹の裘衣、いと清らかに香ばしきを著給へり」(末摘花卷)と見られ、かくの如く獸皮が唐物として當時の上流人に愛用されたことは、しば／＼其の他の文献の上に散見する處である。故に人麿の虎の皮を敷いてゐることもそれ以上に特別に意圖の存するものではないと思はれる。

尙此の岩屋流の服裝は畫史畫傳等には衣冠を著すと記してゐるが、この像容になるものゝ中には、松平子爵家舊藏本の梅樹を配するもの、又は末松青萍氏舊藏の豹の皮を敷くもの等多少の差違はあるが、概ね萎えたる衣寬やかに烏帽子を著し、體をやゝ右向に虎皮上に坐し、脇息に右腕をのせ、右手は筆を持ちて頸を支へて思惟の様を現はしてゐる。尙左手には料紙を持ち、像の前には硯筥、紙等を並べてゐる像で、之等は同系統なることが認められる。而してこの

若し衣冠とすれば烏帽子を著するは服制に叶はず、不當のことゝ思はれるが、思ふに裝束の知識に乏しい後人が襷の著きたる衣をすべて衣冠と誤認せしに因るものであらう。それにしてもかかる異様の服裝は又如何に解釋すべきか、衣の相當寬やかな様は、可成り古様の趣を遺しても全體的に見て統一なく、到底正當なる古制の服裝とは首肯し得ない。かくの如く此の岩屋流の服裝は制式に矛盾せるも

柿本人麿像

東京
齋藤利助氏藏

のと見られるが、その像容の脇息に腕を支へたる、或は虎皮を敷き、又硯箱の配置の如きにも多分に寫實的意圖が看取されるので、崇拜の對象としての此の種の像に、右の如き複雑なるものを加へたるにも岩屋流の時代の下降を考へられると共に、像容の筆紙を持ち歌を案するは、前記信實本と等しく、兼房視夢のそれに相通するものと考へられ、即ち此の影響を享けたるものなることに想到されよう。

是等の點より見て此の岩屋流は兼房より尙年代を溯る行尊視夢の像容なること、及びそれを行尊の畫圖せることに就いては、疑問の多く存するもので、或は此の説も恐らく後人の附會と考ふべきであらう。

次に此の岩屋流の人麿と相似たるものに、唐服を著せる系統のものがある。それは大形の半圓形の脇息に凭るもの、或は香挾間欄干ある禮盤上に疊を上げて坐せるもの等あるが、いづれも思惟の形像で、剩え幞頭したる異様な像である。此の唐服の像に就いては齋藤茂吉氏は拾遺集に「唐土にて」と題して「天とぶや雁の使のいつしかも奈良の都の言傳やらむ」といふ歌を收載してゐるのに本づいて、唐風の像を書きたるものと説かれてゐる。また聽くべき説であるが、此の人麿像の服装は所謂古來唐服と稱せられるものとは稍々その趣を異にして、何れは大陸の影響を享けたるものながら、未だ素朴な風格の存せし我萬葉時代の服装に相近きものゝ如く看取される。想ふに古典尊重の鎌倉時代に於て、藝術の復古の行はれたことゝ共に、風俗等にも古様を好んで在世當時の服装に復原し畫圖されたもので

はないであらうか。かくの如く臆測が容されるならば、此の唐服の像容の人麿も亦岩屋流と共に兼房視夢の像と規を等しくするもので、その後の鎌倉期のいつ頃かにその原本の出でたるものと考ふべきであらう。而して前記禮盤上に坐するものは、たとへば清淨光院藏後醍醐天皇像に見られ、又半圓形脇息は、足利期の製作と推定せらるる胡宮神社藏天台大師像に類似のものがあり、且此の人麿像の圖様の上からもこれが足利期の遺品として大過なきものゝ如く考へられるより、恐らく唐服像の影響を享けて、更に時代的好尚を加へられて畫かれたものであらう。

是れを要するに以上四系統の人麿像容は、其の一々に就いて發生の年代的推定を加へることは困難であるが、兼房視夢の像容を首とし、信實視夢の像容なるものを是れに次ぐものとして、其の他の岩屋流及び唐服像の二系統は、其の像容の特異に過ぐるを見ても、恐らく人麿像の多數が畫かれたに及んで、故らに新様を望み新意を加へて圖繪されたもので、漠然とながらも、其の源流の鎌末期以上に出でないものでないかと推定される。